

資産課税課情報	第20号	令和3年10月14日	国税庁資産課税課
---------	------	------------	----------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）の趣旨説明（情報）

令和3年6月25日付課資3-5ほか3課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

## 〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法)……………	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
旧措法……………	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の措置法
措置法令、(措令)……………	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措置法通達……………	租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて（平成14年6月24日付課資3-1ほか3課共同）
改正前通達……………	令和3年6月25日付課資3-5ほか3課共同「『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」による改正前の措置法通達
所得税基本通達、(所基通)……………	所得税基本通達の制定について（昭和45年7月1日付直審（所）30）
居住者等……………	措置法第2条第1項第1号の2に規定する居住者及び同項第5号に規定する恒久的施設を有する同項第1号の2に規定する非居住者
非課税口座内上場株式等……………	措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等
非課税口座……………	措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座
非課税上場株式等管理契約……………	措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約
非課税管理勘定……………	措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定
非課税累積投資契約……………	措置法第37条の14第5項第4号に規定する非課税累積投資契約
累積投資勘定……………	措置法第37条の14第5項第5号に規定する累積投資勘定
特定非課税累積投資契約……………	措置法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約
特定累積投資勘定……………	措置法第37条の14第5項第7号に規定する特定累積投資勘定
特定非課税管理勘定……………	措置法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定
未成年者口座……………	措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座
未成年者非課税管理勘定……………	措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定
継続管理勘定……………	措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定

※ 各法令等は、令和3年10月1日現在による。

## 目 次

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について	
1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係	
37の10・37の11共-1（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）	1
37の10・37の11共-18（「取得をした日」の判定）	7
2 措置法第37条の13の3《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係	
37の13の3-1（株式交付親会社の株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額）	12
37の13の3-2（株式交付親会社の株式の占める割合の判定等の単位）	15
37の13の3-3（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）	16
37の13の3-4（株式交付により金銭等の交付を受けた場合の譲渡所得等の金額）	18
3 措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
37の14-10（非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定）	20
37の14-11（外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算）	23
37の14-12の2（他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前等に移管される上場株式等）	26
37の14-21（重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定）	28
第 2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について	
○ なし	

# 第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

## 1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

### 【一部改正】

#### （株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）

**37の10・37の11共** 1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。

(1) 次の(2)から(12)まで以外の場合

株式等の引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認める。

(2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引（以下37の11-8までにおいて「信用取引等」という。）の方法による場合

当該信用取引等の決済の日による。

(3) その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

その契約において定めたその効力を生ずる日による。

(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人（以下「株式移転完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。

(5) 所得税法第57条の4第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。

ロ 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。）に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。

ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。

ニ 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債についての

社債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。

(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける金銭及び金銭以外の資産（以下この項において「金銭等」という。）の額が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 措置法第37条の10第3項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ロ 措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配によるものについては、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。

ニ 措置法第37条の10第3項第4号に規定する資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当又は同号に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日による。

ホ 措置法第37条の10第3項第4号に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。

ヘ 措置法第37条の10第3項第5号に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。

ト 措置法第37条の10第3項第6号に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。

チ 措置法第37条の10第3項第7号及び措置法令第25条の8第4項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

リ 措置法第37条の10第3項第8号に規定する公社債の元本の償還によるものについては、その償還の日による。この場合において、償還の日とは次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（ただし、買入れの方法による償還の場合は(1)の日）による。

(i) 記名の公社債（無記名の公社債のうち、所基通36—3《振替記載等を受けた公社債》の定めによるものを含む。）の場合 償還期日

(ii) 無記名の公社債（(i)の公社債を除く。）の場合 公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の交付の日

ヌ 措置法第37条の10第3項第9号に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、所基通36—2《利子所得の収入金額の収入すべき時期》の取扱いに準ずる。

(7) 措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

- イ 措置法第37条の10第4項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了（当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。
- ロ 措置法第37条の10第4項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。
- ハ 措置法第37条の10第4項第3号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。
- ニ 措置法第37条の10第4項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。
- (8) 措置法第37条の11第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合
- イ 措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。
- ロ 措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。
- ハ 措置法第37条の11第4項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。
- ニ 措置法第37条の11第4項第3号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。
- (9) 取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口予約権を譲渡した場合
- 当該取得事由が生じた日（当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。
- (10) 旧株につき、会社法（平成17年法律第86号）第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社の行った株式交付により当該株式交付親会社に対して当該旧株（措置法第37条の13の3第1項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる部分を除く。）を譲渡した場合
- 会社法第774条の3第1項の株式交付計画（37の10・37の11共－18において「株式交付計画」という。）に定められた株式交付がその効力を生ずる日による。
- (11) 措置法第37条の14の3第1項又は第2項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所

得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

措置法第37条の14の3第1項に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

12 措置法第37条の14の3第3項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

措置法第37条の14の3第3項に規定する特定株式分配によるものについては、当該特定株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該特定株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。

## 《説明》

1 令和元年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」による会社法の改正により、他の株式会社を買収しようとする株式会社（買収会社）がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社（被買収会社）を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株主から被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人（被買収会社の株主）に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる株式交付制度が創設された（会社法2三十二の二）。

この株式交付において、被買収会社（株式交付子会社）の株式の譲渡人となった者（被買収会社の株主）は、株式交付計画に定められた株式交付の効力発生日に、株式交付子会社の株式を買収会社（株式交付親会社）に給付しなければならず、また、株式交付親会社は、同日に当該給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受けることとなる（会社法774の7②、774の11①）。

2 また、令和3年度税制改正において、個人が、その有する株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により当該株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合を除く。）には、当該譲渡をした株式（交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付親会社の株式を除く。）がある場合には、当該譲渡をした株式のうち、当該株式交付親会社の株式の価額に対応する一定の部分に限る。）の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなす特例（措法37の13の3）が創設された。

したがって、株式交付により株式交付子会社の株式を譲渡する場合には、措置法第37条の13の3第1項の規定により株式交付子会社の株式の譲渡がなかったものとみなされる部分を除き、当該譲渡につき株式等に係る譲渡所得等の課税関係が生ずることとなる。

(注) 措置法第37条の13の3の詳細は、「2 措置法第37条の13の3《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係」に係る説明を参照。

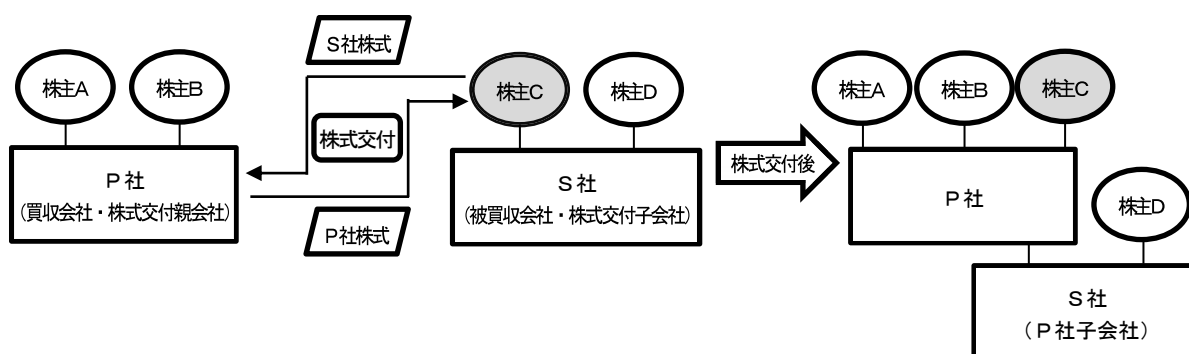
3 上記1及び2の改正を受け、措置法第37条の10又は第37条の11に規定する申告分離課税の対象となる一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期を定めている本項に、株式交付により譲渡所得等の課税関係が生ずる場合の当該収入すべき時期（本項(10)）を新たに定めた。

4 具体的には、株式交付が行われる場合には、上記1のとおり、株式交付計画（会社法774の3）に

定められた株式交付がその効力を生ずる日（効力発生日）に、株式交付子会社の株式の譲渡人は当該株式を株式交付親会社に給付しなければならず（会社法774の7②）、また、株式交付親会社は同日に当該株式を譲り受けることとされている（会社法774の11①）ことから、株式交付子会社の株式につき、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式（措置法第37条の13の3第1項の規定により当該株式交付子会社の株式の譲渡がなかったものとみなされる部分を除く。）を譲渡した場合の譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、株式交付計画に定められた株式交付がその効力を生ずる日によることとしている。

（参考1）

○ 株式交付（イメージ図）



（参考2）

○ 会社法（抄）

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十二 省略

三十二の二 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

三十三・三十四 省略

（株式交付計画）

**第七百七十四条の三** 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二～十 省略

十一 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2～5 省略

（株式交付子会社の株式の譲渡し）

**第七百七十四条の七** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当



該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。

**(株式交付の効力の発生等)**

**第七百七十四条の十一** 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

**2～6** 省略

**【一部改正】**

**（「取得をした日」の判定）**

**37の10・37の11共－18** 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。

- (1) 他から取得した株式等は、引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。
- (2) 金銭の払込み又は財産の給付（以下「払込み等」という。）により取得した株式等は、その払込み等の期日（払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日）による。
- (3) 取締役の報酬等（会社法第361条第1項《取締役の報酬等》に規定する報酬等をいう。）として取得する株式等で、同法第202条の2第1項《取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則》の規定により払込み等を要しないものは、同項第2号の割当日による。
- (4) 新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。
- (5) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得（所得税法令第111条第1項《株主割当てにより取得した株式の取得価額》に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。）した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。
- (6) 株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。
- (7) 新株予約権無償割当て（新投資口予約権無償割当てを含む。）により取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。
- (8) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第1項若しくは第2項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。
- (9) 株式分配（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の15の2《定義》に規定する株式分配をいう。以下この項において同じ。）により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第3号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第3項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における株式分配

により取得した株式等は、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日（その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日）による。

- 10 投資信託（所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。）又は特定受益証券発行信託（同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下同じ。）（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号若しくは第2号又は第37条の11第4項第1号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- 11 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第3号又は第37条の11第4項第2号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- 12 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第7号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。
- 13 株式交換により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- 14 株式移転により取得した株式等は、株式移転完全親法人の設立登記の日による。
- 15 株式交付により取得した株式等は、株式交付計画に定められた株式交付がその効力を生ずる日による。
- 16 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、当該請求権の行使をした日による。
- 17 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。）の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式等を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。
- 18 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。
- 19 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得した場合には、当該買建ての際における(1)の日による。
- 20 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、その償還の日による。

(21) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハ《通則》に掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。

(注) 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても適用されることに留意する。

## 《説明》

1 令和元年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」による会社法の改正により、次の見直し等が行われた。

### (1) 取締役の報酬等に関する規律の見直し

取締役の報酬等に関する規律の見直しの一つとして、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするため、上場会社（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、募集株式<sup>(注)</sup>と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることができることとされた（会社法202の2）。

この場合、上場会社は、募集株式について、取締役の報酬等として募集に係る株式の発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨及び募集株式を割り当てる日（割当日）を定めなければならない（会社法202の2①）、また、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主になることとなる（会社法209④）。

(注) 募集株式とは、株式会社がその発行をする株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときに、当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう（会社法199①）。

### (2) 株式交付制度の創設

他の株式会社を買収しようとする株式会社（買収会社）がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社（被買収会社）を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株主から被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人（被買収会社の株主）に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる株式交付制度が創設された（会社法2三十二の二）。

この場合、37の10・37の11共一1の改正に係る説明のとおり、株式交付親会社は、株式交付計画に定められた株式交付の効力発生日に、株式交付子会社の株式を譲り受け、また、株式交付子会社の株式の譲渡人は、同日に、株式交付計画に定められた株式交付親会社の株式の割当てに関する事項に従い、株式交付親会社の株主となることとなる（会社法774の11①②）。

2 上記1の改正を受け、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」をその取得の形態別に定めている本項に、取締役の報酬等として取得する株式等で、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないものの「取得をした日」（本項(3)）及び株式交付により取得をした株式等の「取得をした日」（本項(15)）を新たに定めた。

3 具体的には、取締役の報酬等として取得する株式等で募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないものの取得をした日は、次の(1)に掲げる日により、株式交付により取得した株式交付親会

社の株式等の取得をした日は、次の(2)に掲げる日によることを留意的に明らかにしたものである。

- (1) 取締役の報酬等として株式の発行等をする場合に募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととしたときには、上記1(1)のとおり、その株式（募集株式）を割り当てる日（割当日）を定める必要がある（会社法202の2①）、その取締役（募集株式の引受人）は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主になることとされている（会社法209④）ことから、取締役の報酬等として取得する株式等で募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないものの「取得をした日」は、募集株式の割当日による。
- (2) 株式交付が行われる場合には、上記1(2)のとおり、株式交付がその効力を生ずる日（効力発生日）に、株式交付子会社の株式の譲渡人は、株式交付親会社の株主となることとされている（会社法774の11②）ことから、株式交付子会社の株式の譲渡人が取得をした株式交付親会社の株式の「取得をした日」は、株式交付がその効力を生ずる日による。

（参考）

## ○ 会社法（抄）

（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則）

**第二百二条の二** 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第百九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨
- 二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

### 2・3 省略

（取締役の報酬等）

**第三百六十一条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一・二 省略

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

四～六 省略

### 2～7 省略

（募集事項の決定）

**第百九十九条** 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式（当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）
- 二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
- 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2～5 省略

**(株主となる時期等)**

**第二百九条** 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

- 一 第一百九十九条第一項第四号の期日を定めた場合 当該期日
- 二 第一百九十九条第一項第四号の期間を定めた場合 出資の履行をした日

2・3 省略

4 第一項の規定にかかわらず、第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

**(株式交付計画)**

**第七百七十四条の三** 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 省略

三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項

五～十 省略

十一 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2～5 省略

**(株式交付の効力の発生等)**

**第七百七十四条の十一** 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。

3～6 省略

## 2 措置法第37条の13の3《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

### 【新設】

#### （株式交付親会社の株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額）

**37の13の3-1** 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定（以下この項及び次項において「8割要件の判定」という。）及び措置法令第25条の12の3第1項に規定する株式交付割合の算定（以下この項及び次項において「株式交付割合の算定」という。）における株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいう。以下37の13の3-4までにおいて同じ。）の株式の価額は、原則として当該株式交付がその効力を生ずる日における価額となるのであるが、8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上弊害がない限り、当該株式交付に係る会社法第774条の3第1項の株式交付計画に定められた同項第3号に規定する算定方法における算定基準日の株価を基礎として合理的な手法により算定される価額によることとしても差し支えない。

### 《説明》

1 令和3年度税制改正において、株式交付子会社の株主における株式交付子会社の株式の譲渡について、その譲渡がなかったものとみなし、譲渡所得等の課税を繰り延べる特例が創設された。

具体的には、個人が、その有する株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により当該株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たない場合を除く。）における当該株式の譲渡については、次のとおり、その譲渡がなかったものとみなすこととされた（措法37の13の3）。

(1) 株式交付親会社の株式のみの交付を受けた場合

措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により株式交付親会社の株式のみの交付を受けた場合には、当該株式交付により譲渡した株式交付子会社の株式の譲渡はなかったものとみなされる。

(2) 株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合（混合対価の場合）

措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、当該株式交付により譲渡した株式交付子会社の株式のうち、株式交付親会社の株式に対応する部分、すなわち、当該株式交付により譲渡した株式交付子会社の株式の価額に株式交付割合<sup>(註)</sup>を乗じて計算した金額に相当する部分（措令25の12の3①）の譲渡がなかったものとみなされる。

註 株式交付割合とは、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうち占める割合をいう。

2 ところで、この特例は、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たないかどうかの判定（以下37の13の3-3までの改正に係る説明において「8割要件の判定」

という。)を行い、当該割合が80%に満たない場合には適用しないこととされている。このため、この8割要件の判定又は株式交付割合の算定を行う場合における株式交付親会社の株式の価額については、いつの時点の価額を用いるべきなのかが問題となる。

この点、法文上は「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額」とされていることからすれば、原則として株式交付がその効力を生ずる日における価額（交付を受けた時点の価額）になると考えられる。しかしながら、株価は業績等に応じて常に変動し得るものであるところ、いわゆる混合対価による株式交付計画を策定し、その株式交付計画を策定した時点で8割要件の判定を行うと80%以上であったにもかかわらず、株式交付親会社の株式について予期せぬ株価の変動（下落）により、株式交付の効力発生日時点で8割要件の判定を行うと80%を満たさなくなり、その所有株式（株式交付子会社の株式）の譲渡の全てについて譲渡所得等の課税関係が生ずることとなると、株主にとって課税関係についての予測可能性を担保できず、株式交付の円滑な履行を妨げるおそれが生ずることも十分考えられる。

- 3 そこで、本項において、8割要件の判定上は、株式交付計画の策定に当たって用いた株式の価額を基礎として判定することとして差し支えないこととしている。具体的には、この8割要件の判定における株式交付親会社の株式の価額は、課税上の弊害がない限り<sup>(注)</sup>、株式交付計画において定められた株式交付の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（交換比率）の算定における算定基準日の株式交付親会社の株式の価額を基礎として合理的な方法で算定を行った価額によることとして差し支えないこととしている。

(注) 課税上の弊害がある場合としては、例えば、算定基準日から短期間のうちに株式交付親会社の株式の価額が下落するということがあらかじめ予測されていながら、これを考慮しない株式交付親会社の株式の価額を基に措置法第37条の13の3第1項の規定による課税の繰延べを適用するような場合が挙げられる。

ただし、株式交付計画の算定に当たって用いた株式の価額を基礎として8割要件の判定をすることとした場合であっても、株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた者の、その所有株式（株式交付子会社の株式）の譲渡所得等の計算等において用いられる株式交付割合の算定における株式交付親会社の株式の価額については、株式交付の効力発生日における価額となるのであるから留意する必要がある。

- 4 なお、8割要件の判定を満たさない場合には、上記2のとおり、措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がないことから、株式交付により譲渡した株式交付子会社の株式の全てについて譲渡所得の課税関係が生ずることとなるが、この場合の総収入金額の収入すべき時期については、37の10・37の11共-1(10)を参照のこと。

(注) 株式交付については、「1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係」に係る説明を参照。

(参考)

○ 会社法（抄）

（株式交付計画）

**第七百七十四条の三** 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 省略



三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 省略

五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ～ニ 省略

六～十一 省略

2～5 省略

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

**【新設】**

**(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等の単位)**

**37の13の3-2** 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、同項に規定する所有株式の譲渡をした株主ごとに判定をし、又は算定をすることに留意する。

《説明》

1 令和3年度税制改正において、個人が、その有する株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により当該株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が80%に満たない場合を除く。）における当該株式の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなす特例が創設された（措法37の13の3）。

(注) 株式交付については、「1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係」に係る説明を参照。

2 ところで、この措置法第37条の13の3第1項の規定の適用に当たり、8割要件の判定及び株式交付割合の算定は、個々の株式交付子会社の株主ごとに判定等をするのか、それとも、所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換<sup>(注)</sup>の判定などと同様に、株式交付全体で判定等をするのか疑義が生じる。

この点については、措置法第37条の13の3第1項の規定上、株式交付により所有株式を譲渡する個人ごとの「株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額」等に基づき8割要件の判定及び株式交付割合の算定をすることが明らかであることから、本項において、その旨を留意的に明らかにしている。

(注) 所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換とは、その法人の株主に株式交換完全親法人（法人税法第2条第12号の6の3に規定する株式交換完全親法人をいう。以下同じ。）又は株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式若しくは出資の全部を保有する一定の関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式（出資を含む。）以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかったものに限られている。

**【新設】**

**（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）**

**37の13の3-3** 株式交付親会社が、株式交付により株主に交付しなければならない当該株式交付親会社の株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一株に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する当該株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の13の3第1項の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。

**《説明》**

1 令和3年度税制改正において、個人が、その有する株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により当該株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%に満たない場合を除く。）における当該株式の譲渡については、その譲渡がなかったものとみなす特例が創設された（措法37の13の3）。

(注) 株式交付については、「1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係」に係る説明を参照。

2 株式交付に際し、株式交付親会社の株式と株式交付子会社の株式の交換比率によっては株式交付子会社の株主に交付する株式交付親会社の株式に1株未満の端数が生ずることがあるが、その1株未満の端数に代えてこれに相当する金銭が交付された場合には、8割要件の判定及び株式交付割合の算定上、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額の割合が下がり、株式交付により交付を受けた金銭の額の割合が上がることになるのか疑義が生ずる。

この点、会社法では、株式交付子会社の株主に対し交付しなければならない株式交付親会社の株式の数に1株に満たない端数があるときは、同法第234条第1項の規定等により、その端数の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は自ら買い取り、かつ、その端数に応じてその譲渡により得られた代金又は買い取った代金を当該株式交付子会社の株主に交付しなければならないこととされている。これは株式交換及び株式移転の場合も同様であり、所得税基本通達57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》では、所得税法第57条の4第1項及び第2項を適用する場合において、株式交換等に際して株主に交付される株式交換完全親法人等の株数に1株未満の端数が生ずるときに、会社がその端数の合計数に相当する株式の競売等を行いその競売等により得られた代金が株主に交付されたときは、株主に対して1株未満の株式に相当する株式交換完全親法人等の株式が交付されたものとして取り扱うこととされており、株式交付の場合についても、これと同様の取扱いとすることが相当である。

3 このため、本項は、措置法第37条の13の3第1項の規定の適用に当たり、1株未満の端数に相当する金銭が株式交付子会社の株主に交付された場合には、所得税基本通達57の4-1に準じて、当該株主に対して株式交付親会社の株式が交付されたものとして取り扱うことを明らかにしたものである。

(参考)

○ 会社法 (抄)

(一に満たない端数の処理)

**第二百三十四条** 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一～八 省略

九 株式交付 株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

2～6 省略

○ 所得税基本通達 (抄)

(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)

**57の4-1** 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。

ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主に対して支払う法第57条の4第1項又は第2項に規定する旧株の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。

**【新設】**

**（株式交付により金銭等の交付を受けた場合の譲渡所得等の金額）**

**37の13の3-4** 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る株式交付親会社の株式を除く。）がある場合には、当該株式交付により譲渡した会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社の株式（以下この項において「所有株式」という。）のうち、措置法令第25条の12の3第1項に定める部分の譲渡がなかったものとみなされることから、所有株式の譲渡に係る収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、それぞれ次の算式によって計算した金額となることに留意する。

$$\text{収入金額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の価額}}{\text{所有株式の価額}} = \frac{\text{当該所有株式の価額}}{\text{所有株式の価額}} \times \text{株式交付割合}$$

$$\text{取得価額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の取得価額}}{\text{所有株式の取得価額}} = \frac{\text{当該所有株式の取得価額}}{\text{所有株式の取得価額}} \times \text{株式交付割合}$$

④ 「株式交付割合」とは、次により計算した割合をいう。

$$\text{株式交付割合} = \frac{\frac{\text{株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）}}{\text{株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額}}}{\frac{\text{株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額}}{\text{株式交付親会社の株式の価額}}}$$

また、このときの株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、措置法令第25条の12の3第4項の規定により、次の算式によって計算した金額（株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）となる。

$$\text{株式交付親会社の株式の取得価額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の取得価額}}{\text{所有株式の取得価額}} \times \text{株式交付割合}$$

**《説明》**

1 令和3年度税制改正において、株式交付子会社の株主における株式交付子会社の株式の譲渡について、その譲渡がなかったものとみなし、譲渡所得等の課税を繰り延べる特例が創設された。

具体的には、個人が、その有する株式を発行した法人を株式交付子会社とする株式交付により当該株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちを占める割合が80%に満たない場合を除く。）における当該株式の譲渡については、次のとおり、その譲渡がなかったものとみなすこととされ、また、このときの株式交付により交付を受けた株式交付親会社株式の取得価額は、それぞれ次のとおりとされた（措法37の13の3①、措令25の12の3①④）。

(1) 株式交付親会社の株式のみの交付を受けた場合

措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により株式交付親会社の株式のみの交付を受けた場合には、当該株式交付により譲渡した株式交付子会社の株式（以下この項において「所有株式」という。）の譲渡はなかったものとみなされる。

また、このときの株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、株式交付

により譲渡した所有株式の取得価額（株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該取得価額に当該費用の額を加算した金額）となる（措令25の12の3④一、二）。

(2) 株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合（混合対価の場合）

措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、当該株式交付により譲渡した所有株式のうち、株式交付親会社の株式に対応する部分（措置法令第25条の12の3第1項に定める部分）の譲渡がなかったものとみなされることから、所有株式の譲渡に係る収入金額は、株式交付により譲渡した所有株式の価額から当該所有株式の価額に株式交付割合を乗じて計算した金額（所有株式の価額のうち、譲渡がなかったものとみなされる部分に相当する金額）を差し引いた金額となり、また、この収入金額から控除する所有株式の取得価額は、所有株式の取得価額から当該所有株式の取得価額に株式交付割合を乗じて計算した金額（所有株式の取得価額のうち、譲渡がなかったものとみなされる部分に対応する金額）を差し引いた金額となる。これを算式で表すと次のとおりである。

【算式】

$$\text{収入金額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の価額}}{\text{所有株式の価額}} - \text{当該所有株式の価額} \times \text{株式交付割合}$$

$$\text{取得価額} = \frac{\text{株式交付により譲渡した所有株式の取得価額}}{\text{所有株式の取得価額}} - \text{当該所有株式の取得価額} \times \text{株式交付割合}$$

また、このときの株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額は、株式交付により譲渡した所有株式の取得価額に株式交付割合を乗じて計算した金額（株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、当該計算した金額に当該費用の額を加算した金額）となる（措令25の12の3④一イ、二）。

- 2 本項は、上記1(2)の場合の、所有株式の譲渡に係る収入金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額並びに株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額に係る計算について、留意的に明らかにしたものである。

### 3 措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

#### 【一部改正】

#### (非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)

37の14-10 非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定は、次のとおり行うことに留意する。

(1) 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税管理勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（同号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額（同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。37の14-12の2及び37の14-13において同じ。）を控除した金額。以下この項において同じ。）を超えないものに限られるのであるが、非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うこと。

⑤ 措置法第37条の14第5項第4号イ又は第6号イ若しくはハ(1)の規定により累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定についても同様に取引単位により行う。

(2) 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位又は持分の割合により行うこと。

⑥ 措置法第37条の14第5項第6号ハ(2)の規定により他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定、未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定についても同様に一株（口）単位又は持分の割合により行う。

#### 《説明》

1 令和2年度税制改正において、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（措法37の14）について、次の措置が講じられた。

(1) いわゆるつみたてNISA（累積投資勘定）の勘定設定期間（改正前：平成30年1月1日から令和19年12月31日まで）が令和24年12月31日まで5年延長された（措法37の14⑤一口、五イ）。

(2) NISA（非課税管理勘定）の勘定設定期間（平成26年1月1日から令和5年12月31日まで）の終了にあわせ、令和6年1月1日から令和10年12月31日までを勘定設定期間とするいわゆる新たなNISA（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定）が創設され、年分ごとにいわゆるつみたてNISA（累積投資勘定）と選択して適用できることとされた（措法37の14①等）。

2 上記1の改正に伴い、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において、それぞれ次に掲げる上場株式等を受け入れることとされた。

(1) 非課税管理勘定においては、非課税上場株式等管理契約に基づき、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の「取得対価の額」の合計額が120万円（非課税期間の満了に伴い移管がされる措置法第37条の14第5項第2号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除し

た金額)を超えないもの(措法37の14⑤二イ)。

- (2) 累積投資勘定においては、非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた措置法第37条の14第5項第4号に規定する累積投資上場株式等の「取得対価の額」の合計額が40万円(非課税期間の満了に伴い移管がされる同号口に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額を控除した金額)を超えないもの(措法37の14⑤四イ)。
- (3) 特定累積投資勘定においては、特定非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた措置法第37条の14第5項第6号に規定する特定累積投資上場株式等の「取得対価の額」の合計額が20万円(非課税期間の満了に伴い特定非課税管理勘定に移管がされる同号ニに掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額が102万円を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額)を超えないもの(措法37の14⑤六イ)。
- (4) 特定非課税管理勘定においては、特定非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の「取得対価の額」の合計額が102万円(非課税期間の満了に伴い移管がされる措置法第37条の14第5項第6号ニに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの(措法37の14⑤六ハ)。

3 この「取得対価の額」については、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額を、②払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額を、③措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又は第6号ハ(2)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいうこととされている(措法37の14⑤二イ、六ハ)ところ、非課税管理勘定における従来の取扱いと同様に、本項(1)では、上記①又は②の購入又は払込みにより取得をする上場株式等が、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことを、本項(2)では、上記③の移管をする上場株式等が、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、一株(口)単位又は持分の割合により行うことを、留意的に明らかにしたものである。

4 なお、累積投資勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定については、改正前通達37の14-13の2に定められていたが、上記1の改正に伴い、改正前通達37の14-13の2の定めは削除するとともに、本項に同様の内容の定めをおくこととした。

よって、本項の改正は、改正前通達37の14-13の2における取扱いを変更するものではないことに留意する必要がある。



(参考)

【現行のNISA（平成26年分～令和5年分勘定）の概要】

	現行のNISA	年ごとに選択適用可	つみたてNISA
	非課税管理勘定		累積投資勘定
口座開設可能期間	平成26年～令和5年		平成30年～令和24年
非課税投資額	年間120万円を上限 (平成26年、平成27年は年間100万円を上限)		年間40万円を上限
投資方法	制限なし		定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、配当等・譲渡益が非課税		最長20年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大600万円(120万円×5年間)		最大800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場株式・上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託など		上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託

【新たなNISA（令和6年分～令和10年分勘定）の概要】

	新たなNISA		年ごとに選択適用可	つみたてNISA
	特定累積投資勘定	同時に設定	特定非課税管理勘定 <sup>(注1)</sup>	累積投資勘定
口座開設可能期間	令和6年～令和10年			平成30年～令和24年
非課税投資額	年間20万円を上限		年間102万円を上限	年間40万円を上限
投資方法	定期的かつ継続して投資		制限なし	定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、配当等・譲渡益が非課税			最長20年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大610万円(122万円×5年間)			最大800万円(40万円×20年間)
投資対象商品	上場投資信託(ETF)・ 公募株式投資信託		上場株式・上場投資信託(ETF)・ 公募株式投資信託など <sup>(注2)</sup>	上場投資信託(ETF)・公募株式投資信託

- (注) 1 特定非課税管理勘定において投資する場合（上場株式等の購入など投資対象商品を受け入れる場合）には、原則として、事前（その投資する日以前6月以内）にその年分の特定累積投資勘定において投資している（上場投資信託の購入など投資対象商品を受け入れている）必要がある。
- 2 中身がデリバティブでレバレッジを効かせているような投資信託及び金融商品取引所において監理銘柄・整理銘柄として指定されている上場株式については、特定非課税管理勘定の対象商品から除外されている。

**【一部改正】**

**(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)**

**37の14-11** 非課税口座内上場株式等の取得の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の邦貨換算については、37の10・37の11共-6に準じて取り扱うこととする。ただし、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)若しくはロ若しくは第6号ハ(2)若しくはニの移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イ若しくは第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額は、次により邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額として取り扱って差し支えない。

(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信売相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額

(2) 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約又は特定非課税累積投資契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額

註 措置法第37条の14第5項第4号ロの移管については、措置法令第25条の13第22項に定める金額により移管がされることから、この項のただし書の取扱いの対象とはならないことに留意する。

**《説明》**

1 37の14-10の改正に係る説明のとおり、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の判定は、「取得対価の額」の合計額が一定の金額(上限額)を超えないものであるかどうかによるが、この「取得対価の額」については、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額を、②払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額を、③措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又は第6号ハ(2)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいうこととされている(措法37の14⑤二イ、六ハ)。

2 ところで、取得対価の額について、外国株式等を外国金融商品市場において売買する外国取引や、外国株式等を国内の店頭において売買する国内店頭取引については、その建値が外貨で表示されているため、非課税口座に受け入れる上場株式等の購入の代価等を邦貨に換算する必要があるところ、譲渡の対価の額等の邦貨換算については、措置法通達37の10・37の11共-6《外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算》により明らかにされているところであるが、「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」においては、実際には外国株式等を外国金融商品市場において売買が行われない措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又

は同条第5項第2号イ(2)若しくはロ若しくは第6号ハ(2)若しくはニの移管がされたときにおいても邦貨に換算する必要が生じる場面があることから、その場合の邦貨への換算が問題となる。

3 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額については、同項各号に掲げる事由が生じた場合には、実際には非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡が発生していないが、払出し時の金額（措令25の13④）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものとみなされ、そのうえで同時に同項第1号の事由（他の保管口座への移管等）が生じたものについては、その払出し時の金額をもってその非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号の事由（贈与等）が生じたものについては、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなすこととされている。このことから、措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じた場合には譲渡があったものとみなされるため、措置法通達37の10・37の11共一6に準じて取り扱おうと、対顧客直物電信買相場（T. T. B）により邦貨換算をすることとなるが、本項(1)では、非課税管理勘定又は累積投資勘定における従来の取扱いと同様に、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定における措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額についても対顧客直物電信売相場（T. T. S）によることとしても差し支えないこととしている。

4 なお、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等の措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号イ若しくはハに規定する払出し時の金額については、単に非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされるだけであり、対顧客直物電信売相場（T. T. S）によると、対顧客直物電信買相場（T. T. B）による場合に比べ非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等の数が少なくなるときがある。このことから、本項(2)では、非課税管理勘定における従来の取扱いと同様に、特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等の同条第6号イ又はハに規定する払出し時の金額については、対顧客直物電信買相場（T. T. B）によって邦貨換算しても差し支えないこととしている。

5 また、特定累積投資勘定に受け入れた累積投資上場株式等については、その特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、その特定累積投資勘定が設けられている非課税口座に係る同日の属する年分の累積投資勘定にその累積投資上場株式等の売上原価の額又は取得費の額（取得対価の額）として計算される金額に相当する金額（簿価）により移管することができることとされている（措法37の14⑤四イロ、措令25の13②③）。

すなわち、措置法第37条の14第5項第4号ロの移管（特定累積投資勘定から累積投資勘定への非課税期間満了時の移管）は、移管前の特定累積投資勘定に係る累積投資上場株式等の取得対価の額に相当する金額、換言すると、移管前の特定累積投資勘定に受け入れた時に邦貨換算された金額によることとなる。このため、移管の時に再度邦貨換算を行う必要がないことから、この項のただし書の取扱いの対象とはならないことを留意的に明らかにしている。

(参考)

○ 措置法通達(抄)

(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算)

37の10・37の11共-6 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に当たり、株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の当該譲渡の価額は、原則として、外貨で表示されている当該対価の額につき金融商品取引業者と株式等を譲渡する者との間の外国証券の取引に関する外国証券取引口座約款において定められている約定日におけるその支払をする者の主要取引金融機関(その支払をする者がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該支払をする者)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。

また、国外において発行された公社債の元本の償還(買入れの方法による償還を除く。)により交付を受ける金銭等の邦貨換算については、記名のものは償還期日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額により、無記名のものは、現地保管機関等が受領した日(現地保管機関等からの受領の通知が著しく遅延して行われる場合を除き、金融商品取引業者が当該通知を受けた日としても差し支えない。)における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額による。

なお、取得の対価の額の邦貨換算については、対顧客直物電信売相場により、上記に準じて行う。

④ 株式等の取得の約定日が平成10年3月以前である場合には、外国為替公認銀行の公表した対顧客直物電信売相場によることに留意する。

**【一部改正】**

**（他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前等に移管される上場株式等）**

**37の14-12の2** 次の(1)又は(2)に掲げる他年分非課税管理勘定から、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、それぞれ次に掲げることに留意する。

(1) 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定をいう。以下(1)において同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないこと。

(2) 特定非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定（当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。以下(2)において同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該特定非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日）以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管することはできないこと。

(注) 上記(1)又は(2)の場合に非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14-10によることに留意する。

**《説明》**

1 37の14-10の改正に係る説明のとおり、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の判定は、「取得対価の額」の合計額が一定の金額（上限額）を超えないものであるかどうかによることとなるが、非課税期間の満了に伴い移管がされる上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされるものについては、当該移管がされる上場株式等の移管に係る払出し時の金額に上限はない。この移管がされる上場株式等で上限額がないものとは、具体的には、次のとおりである。

(1) 他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定

又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定をいう。以下この(1)において同じ。) から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるもの

- (2) 他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。以下この(2)において同じ。) から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該特定非課税管理勘定が設けられる日に移管されるもの

- 2 上記1以外の非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管の場合には、上限額があるため、上記1(1)に掲げる他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、非課税管理勘定における従来の取扱いと同様に、払出し時の金額（措置法第37条の14第4項に規定する「払出し時の金額」をいう。以下この項において同じ。）の合計額が120万円を超えるものを非課税管理勘定に移管することはできず、また、上記1(2)に掲げる他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日）以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを特定非課税管理勘定に移管することはできないこととなる。

- 3 本項は、以上のことを留意的に明らかにするとともに、注書において、上記1(1)又は(2)に掲げる他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前等に非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる場合、すなわち上記2の場合に、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等かどうかの判定は、37の14-10《非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定》によることを留意的に明らかにしたものである。

**【一部改正】**

**(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定)**

**37の14-21** 金融商品取引業者等の営業所の長及び居住者等は、同一年分に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を重ねて設けることができないことから、同一年分にこれらの勘定が複数設けられた場合は、原則として、次に掲げる日又は時が最も早いいずれか一つの勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける勘定として取り扱うこととする。

- (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第6項に規定する届出事項の提供を受けた日又は時
  - (2) (1)が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出(以下この項において「非課税口座開設届出書の提出」という。)を受けた日
  - (3) (1)が同日又は同時であり、かつ(2)が同日である場合には、非課税口座内上場株式等を取得した日
  - (4) (1)が同日又は同時であり、かつ(2)及び(3)がいずれも同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日(措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。)
- ④ 1 複数設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が措置法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書又は同項第10号に規定する非課税口座廃止通知書(以下この項において「廃止通知書」という。)の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となったこれらの勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。
- 2 同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が複数設けられた場合において、その廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記(1)から(4)までにより判定できないときは、措置法第37条の14第20項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早いいずれか一つの勘定を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。
- 3 措置法第37条の14第28項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において18歳である年の1月1日に、上記(1)の届出事項の提供及び(2)の非課税口座開設届出書の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。
- 4 措置法第37条の14第29項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において18歳である年の1月1日に、上記(1)の届出事項の提供及び上記(2)の非課税口座開設届出書の提出を受けたものとして取り扱うことに留意する。

**《説明》**

- 1 令和2年度税制改正において、金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続について、令和3年4月1日以後は、金融商品取引業者等を経由して税務署長に提出することとされていた非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続を廃止し、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続に一本化されることとなつ

た。具体的な改正の内容は、主に次のとおりである。

- (1) 金融商品取引業者等を経由して税務署長に提出することとされていた非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続が廃止された（旧措法37の14⑤六⑥～⑩）。
- (2) 金融商品取引業者等を経由して税務署長から交付を受けた非課税適用確認書を添付した非課税口座開設届出書の金融商品取引業者等の営業所の長への提出等の手続が廃止された（旧措法37の14⑤一）。併せて、「非課税口座簡易開設届出書」の名称が「非課税口座開設届出書」に改められた（措法37の14⑤一⑥⑦、措令25の13⑤⑳）。
- (3) 非課税口座開設届出書の重複提出の禁止に係る規定が、次のとおり整理された。

イ 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者等からの告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びにその金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者等から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができない（措法37の14⑨）。

ロ 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を非課税口座開設届出書に添付しなければならない（措法37の14⑩）。

ハ 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）の提出をすることができない（措法37の14⑪）。

- 2 上記1(3)のとおり、同一の年分に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定（当該特定累積投資勘定と同時に設けられる特定非課税管理勘定を含む。以下この項において同じ。）を重ねて設けることはできず、「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の適用を受ける非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定は、各年分に1人につき1勘定のみが設定できることとなる。しかしながら、例えば、手続上、誤ってこれらの勘定が重ねて設けられてしまう場合があり得るが、このような場合には、重ねて設けられたこれらの勘定のうちいずれか一つの勘定のみが「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の適用を受ける勘定として取り扱われることから、この適用を受けることができる勘定がどの非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定になるかの判定が必要となる。

本項では、「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の適用を受けることができる非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の判定について、簡易開設手続に一本化された後においても、従前の取扱いと同様に、原則として、次の(1)から(4)までの順序でそれぞれ次の(1)から(4)までに掲げる日又は時により判定することを明らかにしている。

- (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が「非課税口座開設届出書」に記載等がされた届出事項の提供を受けた日又は時
- (2) (1)が同日又は同時である場合には、金融商品取引業者等の営業所の長が「非課税口座開設届出書」の提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座開



設届出書に記載すべき事項の提供を含む。) を受けた日

- (3) (1)が同日又は同時であり、かつ、(2)が同日である場合には、その非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定において非課税口座内上場株式等を取得した日
- (4) (1)が同日又は同時であり、かつ、(2)及び(3)がいずれも同日である場合には、非課税口座内上場株式等に係る配当等の支払を受けた日又は非課税口座内上場株式等を譲渡した日(措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により非課税口座内上場株式等の払出しがあった日を含む。)

3 なお、本項の注書では、以下の事項について留意的に明らかにしている。

- (1) 「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」の提出により、非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の再設定等を行うことができるところ、これにより誤って複数の勘定が設けられた場合の上記2(1)から(4)までの判定は、「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」の基因となった勘定に係る上記2(1)から(4)までの日又は時により判定する(本項(注)1)。
- (2) 同一年分に「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」の提出により非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が誤って複数設けられた場合において、その「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記2(1)から(4)までの日又は時により判定できないときは、措置法第37条の14第20項の規定に基づき「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」の提出を受けた場合にその提出を受けた金融商品取引業者等が所轄税務署等に提供することとなる提供事項の提出された時が最も早い「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」に係るいずれか1つの勘定を「非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置」の適用を受ける勘定として取り扱う(本項(注)2)。
- (3) 居住者等が、平成29年から令和5年までの各年(その年1月1日において居住者等が20歳(令和4年4月1日以後は18歳)である年に限る。)の1月1日において未成年者口座を開設している場合には、措置法第37条の14第28項の規定に基づき、同日に届出事項の提供及び「非課税口座開設届出書」の提出を受けたものとして取り扱う(本項(注)3)。
- (4) 居住者等が、令和6年から令和10年までの各年(その年1月1日において居住者等が18歳である年に限る。)の1月1日において未成年者口座を開設している場合には、措置法第37条の14第29項の規定に基づき、同日に届出事項の提供及び「非課税口座開設届出書」の提出を受けたものとして取り扱う(本項(注)4)。

(参考)

- 令和3年6月25日付課資3-5ほか3課共同「『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』等の一部改正について(法令解釈通達)」 附則  
(経過的取扱い…改正通達の適用時期(3))

この法令解釈通達による改正後の37の14-21の取扱い(20歳を18歳に改正する部分に限る。)は、措置法第37条の14第28項に規定する各年が令和5年である場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の措置法第37条の14第33項に規定する各年が令和4年以前である場合については、なお従前の例による。

なお、令和5年1月1日において、19歳又は20歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において18歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者とみなして、37の14-21の取

扱い（20歳を18歳に改正する部分に限る。）を適用する。